

|||||

論 文

|||||

電源立地促進財政の地域的展開

清 水 修 二

I. 原子力立地と地域振興——課題の設定

原子力発電所と地域ないし地方財政とのかかわりについてはすでに多くの調査・分析が世に出ており、理論的にいえば大方の論点は決着済みと言ってもいいくらいである。原子力施設が地域にもたらす経済効果には明瞭な限界があり、その限界を突破する趣旨で発足した財政制度にもまた避けられない限界が存在するというのが、今日の一般的知見である。これは原子力開発に賛成すると反対するを問わず、一定の科学的検討を経るならば必ず到達するとりあえずの結論である。ただ、ある者はそこから原子力立地に対する否定的見解を引き出し、他の者はその限界を克服する方途をあくまで探ろうとする、という差はもちろんある。しかも問題の理論的な解明の進捗如何にかかわらず、原子力立地は進展したり停顿したりと、現実世界で生きて動いているのである。基幹エネルギーの供給分野である原子力開発においては、事実の進行を理論が後追いする、もしくは理論の成否と無関係に事実が進行する傾向が強い。電源立地促進財政制度が時を経るごとに理論的矛盾を深めていくのは前者の例であり、立地効果の限界論が定立されながら依然として楽観的な開発政策が繰返し打ち出されるのは、後者の例である。

福島県双葉町議会が1991年9月25日に上げた「原発増設誘致決議」はある意味で象徴的であった。東京電力の原発2基をかかえる双葉町は十数年にわたって多額の原発関連収入を享受してきたが、1990年度に普通交付税交付団体に逆戻りした

ことを契機に焦燥感を募らせ、チェルノブイリ原発事故以来国内の地方公共団体としては初めて、久びさの誘致決議を行なうに至った。決議は言う、「双葉町は……国家的使命の中、全国有数の電力供給基地の一翼を担い電力の安定供給と地域経済の進展に大きく貢献しているところであります。……この原子力発電所建設を大きな契機として、生活諸基盤の整備も進み、また、十数年にして住民所得も県内最上位に躍進し、経済のみならず教育・文化・医療・交通・産業等すべての面で大きく飛躍発展を遂げてまいりました。しかしながら原子力発電所の建設も終了し、昭和49年度に制定されました電源三法交付金制度の適用も、当町では昭和62年度で終止符をうち、また、大規模償却資産税収入も昭和58年度をピークとして年々減少の一途をたどり厳しい財政運営になっております。……よって双葉町議会は、今後更に東京電力株式会社福島第一原子力発電所の双葉町敷地内余裕地を活用し、原子力発電所の増設を望むところであります。」原発の新規立地が行きづまっている現状の下で、既設地域における増設という方法に望みをかけようとする電力企業や政府にとってみれば、これは待望久しい地域の声といえるだろう。しかし、この決議は両刃の剣である。原発誘致が、少なくともこの双葉町では、地域を自律的発展の軌道に乗せる契機たり得なかったことをそれは天下に表明したことになるからである。したがって当の決議は、今後の新規の原発立地に際しては一定の阻害要因として働くことになるだろう。政府・電力側は、現実政治の舞台では双葉町の決議

を歓迎しながら、他方で立地政策の理論を展開する舞台においては双葉町を一種の反面教師として否定的に扱わざるを得ない立場に陥るに相違ない。ここでも再び、理論と現実の皮肉な乖離が生じるわけである。「地域振興を旗印にした原子力立地」という政策そのもののはらむ矛盾の、これも1つのあらわれにはかならない。

電源立地の最大のPA（パブリック・アクセプタンス）手段が「地域振興」であるという事情は今後も変わらないだろう。しかし、電源立地と地域振興との連関のあり方については、理論的にも実践的にも大幅な見直しの迫られていることは明白であるように思われる。政府は電源開発促進対策特別会計に新たな補助金を創設するという従来パターンの対策を打ち出しているが¹⁾、こうした方策の積み重ねが問題の根本的解決につながるものでないことは政府部内でも十分認識されているはずである。むしろ、このような補助金支給があたかも電源立地の最大の利点であるかのように見る地域側の受けとめ方にこそ根深い問題があることを、今日では政府側もよく知っていると考えべきだ。それどころか、補助金政策自体が地域の内発的発展のエネルギーを萎縮させる要因になっているとの評価さえ、そこでは一般的になりつつあるのではないかと憶測されるのである。にもかかわらずなお旧態依然たる補助金対策が展開されるのは、電源立地という外発的インパクトを地域の内発力につなげるに足る能力と条件とが、当該地域の中で成熟するであろうとの見通しを中央政府が持てないでいる証拠である。

さて、原子力施設（原発）立地と地域の問題に関する過去の諸調査・研究の到達点を整理し、ここでの研究の課題を明らかにする作業が必要である。関連する文献は本稿末尾に掲げたとおり少なくないが、これまで最も精力的・系統的に、かつ巨額の費用をかけてこのテーマに取り組んで来ているのは日本原子力産業会議である。別稿のみたように²⁾、原産会議は電源立地促進政策の形成・展開過程で主導的な役割を果たしてきた、いわば第1線の当事者である。原産会議の調査・研究のエッセンスは笹生仁編著『地域と原子力』（実業

公報社、1985）の一書に集約されている。が、まずは問題の所在を理論的に最も端的に整理したもものとして財団法人政策科学研究所『地域別エネルギーコストの地域開発効果に関する調査』（1981.3）に触れておこう³⁾。

電源立地が地域の恒久的振興に結びつかないとされる問題につき、政策科研報告書は「問題発生の基本要因」として3点を挙げる。第1がエネルギー基地立地の特殊性である。雇用や財政の効果が施設稼働後に急速に減衰するのみならず関連産業の誘発効果も弱くまた下請企業も育ちにくい。したがって立地効果は持続性に欠けることになる。第2は国の施策対応の限界で、とりわけ電源三法システムが立地後あるいは「交付後」の展望を有していないことや低成長段階における地域振興の課題にこたえ得ていないことが述べられている。第3は地域の社会経済基盤の脆弱性という地域自体の問題である。経済的蓄積の乏しいことに加えて、たちおけている社会基盤・生活基盤への投資に財源の多くが吸収されてしまうといった側面も指摘される。以上3つの要因が相互に関連し合った「問題発生構造」は次のように要約される。「立地や三法交付金は、地域振興そのものを代替するものではなく、その効果には自ずから制約があった。もともと経済基盤の弱い後進地域にあっては、その後進性ゆえに立地のインパクトを効果的に受けとめていくという点で弱点があり、地域のポテンシャルアップにつなげていくことができなかった。このため、施設建設後の雇用水準、行財政水準等は再び低下し、『立地後』の問題に直面することになったのである。これらの問題は、集約すれば、いわゆる『立地効果の一過性』ということになる。ただし、その要因は単に、エネルギー基地立地の特性にのみ帰すべきものではなく、以上の構造の中に求められるべきである。」（報告書 pp. 101 - 102）

「基本要因」のうち第1点は発電所立地のいわば宿命であって、それ自体は如何ともしがたい性質の事柄である。第2点にかかわって報告書は、電源三法が制定された当時の時代的制約、すなわち工業の地方分散政策に沿い企業誘致をすすめる

ための物的基盤＝施設整備を行なうという、地域振興のいわば高度成長型イメージに規定されていたとの見方を示している。したがって三法に加えられたその後の種々の手直しを、低成長型地域振興モデルへの適応の過程と見ていようである。第3点は原発が過疎立地型である限り避けられない問題だが、施策対象の広域化によりこれを解決する方向が提起されている。個別町村の地域ポテンシャルの低さを範域の拡大によってカバーするという発想である。

電源三法の評価および広域化の効果はともかくとして、「問題発生の基本構造」は誤りなく把握されているものと思う。もっとも、この「基本構造」は（電源三法にまつわる論点は無論除き）すでに1960年代末期に漠然としてではあれ認識されていた⁴⁾。政策科研の報告書は、いってみれば60年代の「予見」を80年代の「与件」として確認したのである。

1984年に日本原子力産業会議がまとめた『地域社会と原子力発電所——立地問題懇談会地域調査専門委員会報告書』は、原発立地が地域社会に与えた影響を福島・美浜・玄海3地点の調査をもとに分析したものである。集落レベルにまで調査の手を伸ばし、社会構造の変化をやや綿密に把握している。すなわち福島地区の場合、原発工事の開始とともに伝統的集落慣習の存立条件が崩れ出し、共同労働組織も再編成過程に入る。伝統的慣習に代わって町や電力会社からの働きかけによる集落活動が展開され、集落の内部でも新たな共同体的統合が形成されていったのである。地域農業も兼業の増大につれて再編成される。経営規模を拡大して専業化をめざす層と二種兼業化ないし離農する層との二極分解が進行する。大熊町では工事開始に先行して農業基盤整備が行なわれ、この再編過程をスムーズにすると同時に労働力喪失による生産力低下を回避することに貢献したとされている。建設業の場合は原発工事を契機に進出した企業のいくつかが工事完了後も現地に残留・独立し、企業間競争の激化という結果を生みだした。商業の変化についてみれば、卸・小売業への影響が小さい半面飲食業ばかりは顕著に膨張する。また消

費活動が広域化し買回り品を中心に地元購買率は減少を来している。——以上が、農業地域である福島地区の場合に見られた地域社会・産業構造の変化の概要である。「内発的努力」として評価されているのは、上述の先行的農業基盤整備、財政調整基金の創設、スポーツセンター運営協会（第3セクター）の設立（いずれも大熊町）である⁵⁾。

このような調査を踏まえて原産会議が原子力地域振興にどのような課題を設定しているか、前掲『地域と原子力』によって見てみよう。同書において笹生仁は、政策体系としての電源三法の性格を、産炭地域政策および新産業都市・工業特別地域政策との比較考察を通して論じている。すなわち後者においては対象地域の全般的な振興整備計画が策定されるのに対し、前者（電源三法）の場合は公共用施設に限定した整備計画にとどまり、地域全般の振興整備とのかかわりは単なる配慮事項としか位置づけられていないことが第1点。第2に、電源三法は産炭法とともに、対象地域を基本的には「影響圏」として設定しており、地域振興的な地域のとらえ方とは微妙なズレがある。最後に、電源三法による地域振興は通産省が専管的に行なうことになっており、関係省庁の主体的な参加を制度化することになっていない。かくて、「電源三法を中心とする現行の電源立地政策は、本質的にはエネルギー産業政策であり、その円滑な遂行のために立地地域の振興整備といった地域政策的性格を組み入れたもの」（同書p. 82）であることを、これらの事実は示しているとされるのである。

「電源三法はもともと原子力立地問題を打開するために関係諸機関からその立法が要請された経緯があるが、法制化に当たって火力、水力も対象に含めることとなったため、安全問題をはじめとする原子力に特有な問題への対応が不十分な形におかれたということがまず指摘される。交付金を中心とする現行制度のもとでは、運用後しばらくの期間の後に国の対応は概ね終了することとなる。しかし、実際には施設の使用期間をさらに超えて施設の解体処分や放射性廃棄物の処理処分が完了

するまで、地域にとっての安全問題は存在し続けるわけであり、土地、海域などの基本的な自然資源の大規模な占有が継続されることになる。したがって原子力立地は、大規模な施設であり、立地が長期にわたるため、経過的な立地問題という以上の構造的な意味合いを帯びることとなり、地域社会に調和した、むしろその発展にも寄与する重要な構成要素として、地域の将来像のなかに組み入れる地域政策的な対応が不可欠な課題となる。」(p. 83)「かかる問題性を踏まえた地域政策的展望を明確にしないなかでいたずらに助成策を強化してゆくことはかえって住民に反対給付的誤解を生み、甘えの構造を助長し、結果的には地域の主体的意志をスポイルし、自主努力を埋没させることをも招来しかねない。」(p. 223)

さらに笹生氏は、構想さるべき原子力地域計画の際立った特徴として以下の4点を挙げる(pp. 228-229)。第1に「これほど額の確かな財源の裏付けをもって施行し得る地域振興整備計画は他になく」、それは確かに時限性の強いものではあるが、一般の計画期間は十分にフォローしうる財源であること。第2に、操業段階での雇用や産業連関的効用が低いので、「他のサイドからの開発シードを発掘し導入してこれらをいかに編み上げていくかという点がとくに重要となる」ことである。これは「内発的な開発努力」にかかる課題である。第3には、地域社会の急激な変化への対応を含む計画であるということ。第4に地域設定の問題だが、「影響圏域的な考え方と生活圏域的な考え方の接合が図られねばならない。」広域生活圏との連係化・一体化が必要とされる計画だということである。

笹生氏の以上のような論述は、現状における原子力立地政策の問題点と課題の把握として最も整序されたものと言っていいだろう。電源地域振興政策が地域政策としての実質をもたないことが、そこでは端的に述べられている。したがってそれが地域政策として実効性をもつためには電源三法システムの抜本的な転換が必要となる。「現行の原子力諸法規や電源三法の単なる手直しによって、その目標の達成は困難と見られる。日本のいわゆ

るタテ割り行政のなかで、国が原子力開発への『総合行政』の発効を期待するとすれば、『原子力施設地帯振興法』(仮称)のような特別立法の制定によるのが、もっとも適当な方法ではないだろうか」(川上幸一、同書 p. 122)とされているのである。

さて、こうした理論状況をおさえた上で、われわれはどのような問題を自らに課したらいいだろうか。原子力立地に対する従来の批判的論稿は、立地効果が一過的なものであることを論証・実証することにおおむね精力を傾けてきた。が、いまや論点を一步先へ進める必要がある。立地効果の一過性は今や彼我の共通認識となっており、問題は、それにもかかわらず依然として原子力立地政策が展開され、それを受け入れる地域が存在するという事実の方にあるからである。政策当局の立場で言えば、電源三法を柱とする電源立地促進システムの部分的改良で事態が打開できるか、それとも上述の主張のような新たな施策体系の立法化が必要であるかという点に、当面の理論問題は存在するであろう。原子力立地県・市町村側の基本的要求は後者であるから、その是非を問題にすることには意味がある。従来政府当局は新たな立法措置をとることは消極的であったが、電源開発調整審議会(首相の諮問機関)に電源立地対策検討委員会を設置して新たな検討に入っており(1991. 12)、局面が一定の転回を見せる可能性はある。しかしながら新たな立法化が実現するにせよしないにせよ、電源三法によって構成されている「開発利益還元システム」そのものが廃棄される可能性は全くない。実のところ新法制とはいっても、そこで構想されているのは、現行三法システムを前提としてこれを長期的・広域的に補完する施策を「通産専管」の枠を超えて行なおうとするものであり、実質的には三法システム改良の域を出ないものと思われる。逆にいえば、新法制がたとえ実現しないとしても、新法制が目指すような立地支援策はさまざまな方途で実質上積み重ねられていくであろうから、両者の区別はあくまでも相対的なものである。

通常の事業所立地による地域開発と比較した場

合の電源立地によるその著しい特徴は、財政の役割の大きさである。自律的経済ポテンシャルの乏しい地域に、大きな経済的波及効果の望めない半面で地域社会構造に激変をもたらすような巨大な民間投資が行なわれる事態に対し、財政がこれほどの規模で動員されるというのはこの国の歴史に前例がない。このようなことが行なわれるのは、事がまさにエネルギーにかかわっているからである。笹生仁らは原子力立地政策が「本質的にはエネルギー産業政策である」点にその限界をみているが、こうした大規模な財政措置がとられる理由もまた、それが「本質的にはエネルギー産業政策である」からにはかならない。地域政策が産業政策に従属して展開されるのはわが国の地域開発史のむしろ常道であるとはいえ、エネルギーという経済の基幹を支える産業には格別の位置づけが与えられる。エネルギー立地問題が財政問題としてあらわれる所以である。

電源立地財政を国家財政政策の問題として見るなら、電源立地促進対策特別会計を媒介とした一種の都市・農村間財政調整の問題としてそれをとらえることができる。だがそれが期待通りの調整機能を果たし得るかどうかは、立地点における「地域財政政策」の成否にかかっている。財源を再配分したのみでは調整機能を果たしたことになるのである。そして現実には生じている問題は、その「地域財政政策」が思わしい成績をあげるに至らないということであり、しかもその原因が必ずしも地元公共団体の行政能力の低さや努力不足にのみ帰せられるものでなく、電源立地促進財政のあり方そのものに内在しているのではないかという点に議論は集約される。この間の消息はいみじくも、「電源地域の振興整備は、究極的には国の責務である」という地方団体（福島県）側の主張に明瞭に表現されている。ここには、財源確保をめぐる単なる駆引きとは区別される一個の対抗関係が露出していると考えるべきである。

地方公共団体の側からみて、「地域財政政策」の展開を阻害している制度的欠陥としては財源の一過性と交付金の使途制限とが通例挙げられる。交付金の使途制限は徐々に解除されつつあるが、

財源の一過性の方はその大部分が固定資産税である以上増設という手段に訴えない限り十分な対応は無理である。したがって歳入の一過的急増・急減を所与として（いいかえればその点に問題を解消してしまうことは避けて）、財政の地域的展開の可能性を検討しなければならない。その場合に留意せねばならないのは「一過的である」ということの意味についてである。原子力立地は地域社会に広範な構造変化をもたらすが、地方財政もまた構造的な変化をこうむるものと推定される。一過的な歳入の激変ののちに、事態は決して「旧に復する」わけではないのである。三法交付金で建設された公共施設の維持管理費負担の問題としてそれは従来から指摘されてきたが、経費構造の変貌は一層綿密に把握される必要がある。

以上のような観点から、福島県を事例として電源立地促進財政の地域的展開をたどり、地元公共団体の立場で見た地域政策手段としてのその実効性を検証してみたい。検討の対象となるのは、浜通り（太平洋岸）電源地帯とりわけ増設誘致決議を上げた双葉町の財政である。

II 原子力立地と補助金体系——福島県における展開

(1) 電源立地促進対策交付金

まずは福島県における電源立地促進財政を概観することから出発しよう。市町村の租税はひとまず除き、国・県支出金（補助金）を専ら検討の俎上にのせる。「県内の電源立地促進対策交付金等に関する資料」（福島県地域振興課）等によれば、電源立地関係の国・県支出金の種類と交付実績（1974年度から1990年度まで）は第1表のとおりである。念のために補足しておく、電源三法にもとづく国庫支出金でここに挙げられていないものはいくつかある。国の予算で「電源立地地域安全等対策費」に分類されているもので、ここではひとまず検討対象から除外する。第1表はさまざまな補助金のうち電源地域振興に直接かわる項目である。全体の85パーセントは広義の電源三法交付金で占められているが、簡単にその他の項目にも触れておこう。（核燃料税についてのみ1項

第1表 電源地域振興関係交付金等
交付実績(福島県) 円

項	目	1974~1990累積額
電源 三法 による もの	電源立地促進対策交付金	48,361,337,230
	設置分	(25,240,161,411)
	隣接分	(23,121,175,819)
その 他	原子力発電施設等周辺地域交付金	13,712,619,203
	電力移出県等交付金	9,688,054,005
	水力発電施設周辺地域交付金	2,959,649,000
	重要電源等立地推進対策補助金	39,900,000
合	石油貯蔵施設立地対策等交付金	1,282,217,000
	電源地域産業育成支援補助金	181,035,576
	核燃料税交付金・補助金(県)	5,482,571,000
合計		81,707,383,014

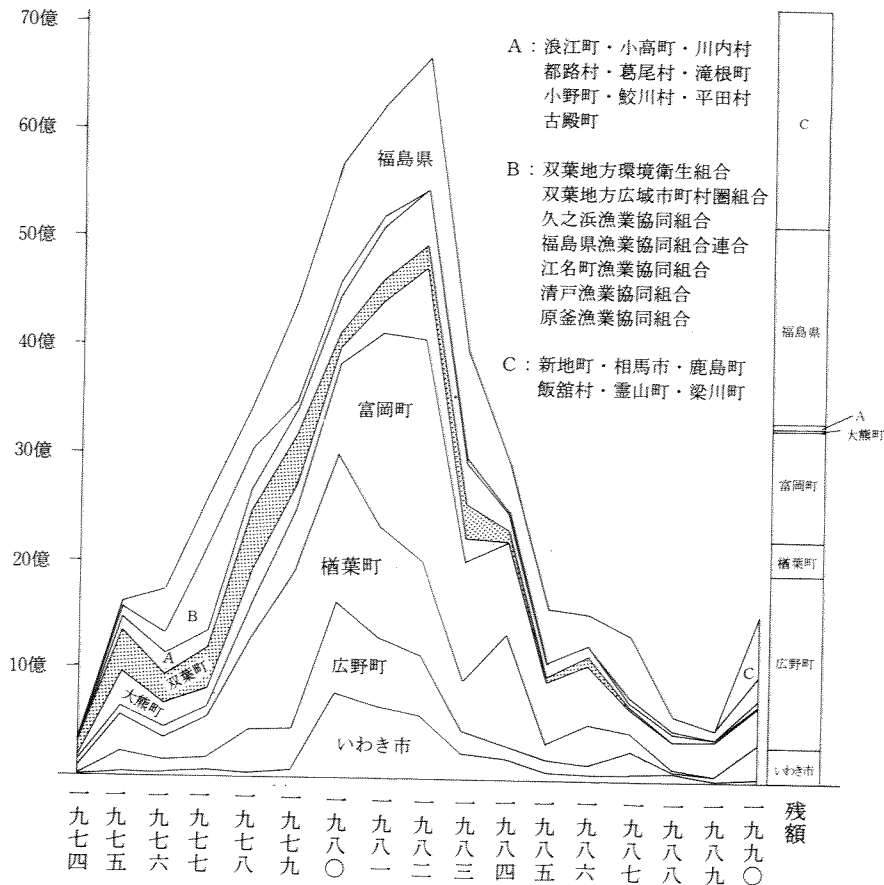
福島県地域振興課・地方課資料より

を設ける。)

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計(三石特会)に1978年度から計上されたもので、石油貯蔵施設の周辺地域における公共用施設の整備に充てられる。東京電力広野火力発電所が一時期対象になっていたが、現在はいわき市小名浜の石油施設が専らの対象である。設置分・周辺分あわせて1市5町3村および県が交付金を支給された(6割はいわき市)。用途はスポーツ・レクリエーション施設、教育・文化施設、環境衛生施設などいろいろだが、消防施設が全体の半分以上を占める。

電源地域産業育成支援補助金は「発電所の建設後において電源地域が長期的に自立できるよう、新たに産業振興のための地元の自発的努力への支

第1図 電源立地促進対策交付金交付状況：福島県浜通り地域(その1)



援措置を講ずる」趣旨で1985年度から導入された。県を經由せず直接市町村に交付されるもので、その具体的な内容については後で少し触れる。

電源特会の交付金のうち、重要電源等立地推進対策補助金は、通産大臣の指定した「要対策重要電源」地点に対し特に交付されるものである。県は「当該地点の周辺の住民に対する当該発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及及び理解の増進を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資するため」（県交付要綱）にこれを市町村に配分する。調査費（地域振興調査・見学会・研修会等）、広報費（講演会・講習会・映画会・パンフレット等作成など）および一般事務費を県は1982年度から交付している。原子力関連の広報は主として県が広報安全等対策交付金（三法交付金の1

つ）を財源に行なっているが、市町村の広報にもこのように補助金が手当てされるわけである。

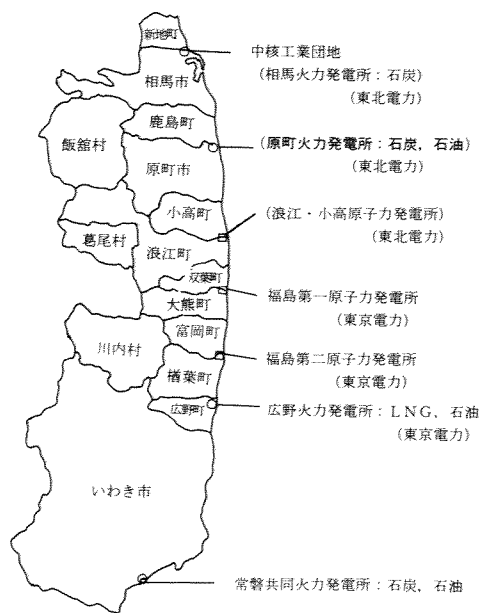
水力発電施設周辺地域交付金も無視できない大きさをもっている。しかしこれはほとんど奥会津の電源地帯に交付されているもので、浜通り電源地帯は数パーセントの比重しかもたない。浜通り地域を対象に絞った本稿では検討を省くことにしたい。

さて狭義の三法交付金である電源立地促進対策交付金の検討に入ろう。第1図および第2表は浜通り電源地帯における当該交付金の交付実績ならびに予定額を示したものである。対象となった発電所には東京電力の第一・第二原発のほかに広野火力、勿来火力、新地火力が含まれている（第2図参照）。2市14町6村および県あわせて23自治体がこの交付金を受給している。最も多額の交付金を受けとるのは自ら2基の原発をもつと同時に隣接2基分の恩恵にも与る富岡町だが、それに次ぐナンバー2は福島県である。以下楢葉町、広野

第2表 電源立地促進対策交付金交付状況（その2）
（千円）

	交付実績	残 額	合 計
いわき市	2,952,400	309,600	3,262,000
広野町	4,355,177	1,606,905	5,962,082
楢葉町	8,858,401	319,001	9,177,402
富岡町	10,109,053	1,031,821	11,140,874
大熊町	2,637,838	12,762	2,650,600
双葉町	3,322,615	182	3,322,797
浪江町	934,999	732	935,731
小高町	229,000	0	229,000
川内村	859,700	41,300	901,000
都路村	305,000	0	305,000
葛尾村	85,000	0	85,000
滝根町	150,000	0	150,000
小野町	150,000	0	150,000
鮫川村	150,000	0	150,000
平田村	150,000	0	150,000
古殿町	150,000	0	150,000
新地町	280,193	1,290,262	1,570,455
相馬市	196,400	676,600	873,000
鹿島町	40,000	20,000	60,000
飯館村	30,000	50,000	80,000
霊山町	10,000	0	10,000
梁川町	10,000	0	10,000
B	1,937,713	3,739	1,941,452
福島県	9,012,246	1,797,749	10,809,995
合 計	46,915,735	7,160,653	54,076,388

第2図 浜通り発電所施設状況（計画）図



() は計画中ないし建設中

笹生仁編著『地域と原子力』より

町、双葉町、いわき市、大熊町と続く。原子力立地町の典型としてしばしばとり上げられる大熊町は意外にも第7番目の地位にある。双葉町への交付額も富岡町のその30パーセントにも及ばない。これは、早発の福島第一原発1・2号機が電源三法の適用を受けなかったこと、そして同4・5号機の電気出力が78.4万kWと比較的小さいからである(6号機および第二原発は110万kW)。原発は次第に大型化していくから、今日でも「後発のメリット」は大きい。双葉町が増設を期待する事情の一端がここに窺われるとわかっていいだろう。

ところでこの交付金の交付に至る手続きがどうなっているかを見ておこう。電力会社の許可申請に基づいて電源開発調整審議会が立地点の決定を行なった時点から、手続きは開始される。通産省は関係県・市町村と連携をとり関係省庁との協議を経て「地点指定」を告示する。これを受けて県(地域振興課)は交付金額を算定するとともに市町村にこれを内示、整備計画の素案の作成を指導する。素案が出来上がったところで県および通産省でのヒアリングが行なわれ、県が計画案を確定する。国における各省連絡会での説明、電力会社からの意見聴取を含めながら県は整備計画策定協議会(副知事以下県の関係幹部・市町村長・学識経験者で構成)において整備計画を固め、通産大臣に承認申請する。大臣が関係省庁協議を経てこれを承認すれば整備計画が決定したことになる。さてそれから県は市町村に対し具体的な交付金の申請を指示する。設置市町村は通産局に対して交付申請を行ない、国から直接交付金が交付される。他方で隣接市町村は県に交付申請を行ない、県も県独自の交付申請とあわせて通産局にこれを提出し、そこで決定になれば交付金は県に交付され、隣接市町村には間接的に交付が行なわれることになる。(したがって「県支出金」の収入項目に計上される。ちなみに、水力発電では「隣接市町村」が対象になっていないから、県を介した間接交付はない。)

隣接分にかかわる県独自の事業費が相当の額に上ることは見た通りだが、福島県はこの金額の82パーセントを道路(県道)の整備に充てている

ほか、衛生環境施設(環境モニタリング施設)・水産施設(魚床)・海岸保全施設に支出している。電源特会からの総計約100億円が、県の道路整備等(むろん電源地域の整備計画に沿った「広域事業」として)公共投資に貢献しているのである。

交付金の使途別交付額を第3表に示した。浜通り全域で見ると約半分が道路建設に使われ、残りの3分の1がスポーツ・レクリエーション施設、以下教育文化、農林水産、水道、環境衛生その他施設という順序になる。ちなみに農道・林道は農林水産施設に含まれている。各町とも道路最優先だが、仮に交付金が一般財源であったとしても、

第3表 電源立地促進対策交付金使途別交付実績

	広 野 町	楢 葉 町
道 路	1,747,807 (43.1)	3,928,882 (44.4)
漁 港		
都市公園		
水 道	86,545 (2.1)	487,157 (5.5)
通 信	54,800 (1.4)	87,869 (1.0)
スポーツ		
レクリエーション	1,157,390 (28.6)	1,448,090 (16.4)
環境衛生		117,265 (1.3)
教育文化	230,905 (5.7)	1,382,745 (15.6)
医 療		
社会福祉	220,480 (5.4)	259,788 (2.9)
消 防	42,560 (1.1)	139,067 (1.6)
農林水産	311,039 (7.7)	725,789 (8.2)
商 工 業		64,750 (0.7)
国土保全		
基 金	200,000 (4.9)	200,000 (2.3)
合 計	4,051,526 (100)	8,841,402 (100)

大勢は変わらないだろう。産業基盤・生活基盤整備の第1順位が道路だという事情は東北の農村では一般的だからである。社会教育施設等が維持管理費としてどれほどの後年度負担をもたらすかは後で見ることにする。

(2) 原子力発電施設等周辺地域交付金

電源地域への一般企業立地のインセンティブとして、あるいは原発を引き受ける側の住民感情への配慮から、1981年度に導入されたのが周辺地域

交付金の制度である。福島県では「原子力立地給付金」の交付＝電気料金補助という形で運用されている。地域的な電気料金割引がこのように電源三法交付金の中で行なわれるようになったことの意味合いについて、若干触れておこう。

三菱総合研究所がまとめた『相双エネルギー地域振興ビジョン策定調査報告書』(1979.10)は、地域還元策の1つとしての電気料金還元制度の是非を検討している。還元法には租税によるものと料金制によるものとあるが、主として問題にされていたのは「地域別料金制度」である。電源地域に格安の電気料金を設定しようというこの構想に

下で、特定地域の電源だけにそうした措置を適用することはむつかしいという点も挙げられる。さらに適用地域の範囲の問題がある。発電所が大消費地に存在する場合の扱い、あるいは変電・送電施設をもつ地域の取り扱いをどうするか。のみならず福島原発のように電源開発事業者(東京電力)と電力供給事業者(東北電力)とが異なるとき、料金割引をどのように行なうかという問題も発生してくる。最後に、そういった制度は最終的には全面的な地域別料金制につながり、地域ごとに需要・供給計画を立てるとか、ピーク電源とベース電源とで異なる原価の計算を処理するとか、

(1974-1989)

(千円)

富岡町	大熊町	双葉町	県	浜通り全域
4,233,523 (43.3)	1,194,574 (45.3)	1,686,753 (50.8)	7,220,944 (82.2)	21,876,407(48.2)
400,000 (4.1)				400,000(0.9)
27,850 (0.3)				27,850(0.1)
803,349 (8.2)	354,900 (13.5)	484,900 (14.6)		2,422,933(5.3)
105,770 (1.1)	113,000 (4.3)	59,400 (1.8)		420,839(0.9)
1,856,677 (19.0)	633,601 (24.0)	113,463 (3.4)		7,243,528(16.0)
242,232 (2.5)	22,000 (0.8)	77,142 (2.3)	532,851 (6.1)	2,279,535(5.0)
570,067 (5.8)	10,000 (0.4)	406,917 (12.2)		4,250,536(9.4)
				103,780(0.2)
921,206 (9.4)		59,339 (1.8)		1,481,813(3.3)
196,226 (2.0)	63,869 (2.4)	21,124 (0.6)		795,849(1.8)
209,656 (2.1)	98,800 (3.7)	213,578 (6.4)	901,919 (10.3)	2,894,555(6.4)
				79,600(0.2)
			125,036 (1.4)	125,036(0.3)
200,000 (2.0)	147,094 (5.6)	200,000 (6.0)		347,094(2.1)
9,766,556(100)	2,637,838(100)	3,322,616(100)	8,780,750(100)	45,349,355(100)

福島県地域振興課資料より作成

はしかしいくつかの難点がある。まず現行電気事業法が料金設定にあたって原価主義をとっており、原価計算によらない政策的料金制度を行なうことは法的に困難だという問題がある。仮に原価計算によるとして、送電ロスや送電設備費用を考えると確かに周辺地域のコストは相対的に小さいが、反面で需要密度を計算に入れれば、遠隔地であっても需要家1単位あたりのコストは都市部の方が小さい場合も考えられる。また多様な電源を相互依存的に組み合わせて電力が供給されている状況の

原価主義の下ではあまりに煩雑な事務を要することになる点が指摘される。

三菱総研の報告書は、特定地域で割引いた料金を他地域に転嫁することにより電気料金全体としては原価主義を維持する方式をとり、その適用地域範囲は電源三法と同様とし、開発事業者と供給事業者のくいちがい問題には「一時肩代わり」の形の広域運用で対処することを提案している。

一方、租税による還元策についての報告書のプランは電気税の課税主体の変更である。電気税は

消費地市町村が賦課する消費課税だが、これを生産地市町村が賦課することにするのである。発電電力量を課税標準とする「発電税」も考えられるが、電源開発促進税と競合するのでこれは避けたいとしている。租税による助成は、還元利益を市町村当局に集中して政策的有効活用を可能にし、また地域別料金制度では大きな利益の期待できない林業・商業・交通等の分野への手当ても可能になるという利点がある。

ところで地域別料金システムが企業立地のインセンティブとしてどの程度の効果をもつかについては、前出の政策科学研究所レポート『地域別エネルギーコストの地域開発効果に関する調査』が1981年に一定の評価を下している。電力コストが業種別にもつウエイトの大きさ、立地地域選定へのその影響の度合、立地の現実可能性等を検討したその結論はしかし、甚だ消極的なものとなった。すなわち「地域別エネルギーコストは、企業誘致や地元企業の育成に、一つの有利な条件を切り開きうると思われる。ただ、産業振興、あるいは地域社会の振興の全体の条件の中でどこまで有効性をもたらすかは確定しにくい。さらに、地域別エネルギーコストの設定〔において〕は現行の料金決定システムないしエネルギー供給システムに何らかの変更が伴うことも避けられず、この場合、そのマイナス面までを含めた波及効果を総合的に判断することが必要とされるであろう。」(p. 216)

さて、実際の政府の選択は結局、地域別料金制度の導入を避け、さりとて税制に手を触れるでもなく、電源開発促進対策特別会計に新たな交付金を創設するという、最も現実的なものとなった。電源開発促進税を財源にすることで電気税＝電力消費税の事実上の帰属変更を行なうことになるし、また対象を原子力施設に絞ることで自動的に農村対策の性格をもたせることもできる。電気事業法に抵触する恐れのある地域別料金制を敢て追求するよりも、財源に余裕のある特別会計における予算補助という手段をとる方が便宜だと考えられたのはけだしもっともである。しかしその結果、この「電気料金割引き」制度が非常に安直なものになった事実は否定できない。

福島県の原子力立地給付金は第4表のようにして計算され、電灯需要家（一般家庭）と電力需要家とに個別に料金割引きの形で還元される。たとえば「所在市町村」の一般家庭は1戸当り900円の定額、電力需要家である企業は契約電力に450円を掛けた額だけ、電気料金から控除されるわけである。使用電力量に関係なく一定額の割引きになるから、極端な場合、基本料金分しか電力使用がなかった一般家庭では（使用量ゼロのとき東北電力の基本料金は258円）差引き超過割引き分が現金給付されることさえある。したがって正確に言えばこの制度は「料金割引き」ではなく、その名のとおり「給付金」である。従量制でなく定額制をとったのは恐らく、交付金の額を予め確定しておく必要があるからであろうと思われる。もと

第4表 原子力立地給付金交付額算式

対象市町村の区分	算式
1. 所在市町村 大熊町・双葉町・楢葉町・富岡町	$(A + B \times \frac{1}{2}) \times 900$ 円
2. 2つの所在市町村に係る隣接市町村 川内村	$(A + B \times \frac{1}{2}) \times 525$ 円
3. 隣接市町村 浪江町・広野町・都路村	$(A + B \times \frac{1}{2}) \times 350$ 円
4. 隣接市町村(3に掲げるものを除く)及び隣々接市町村 いわき市・小高町・葛尾村	$(A + B \times \frac{1}{2}) \times 340$ 円

Aは、交付の対象となる当該市町村の区域内の毎月の電灯需要家の数。Bは、交付の対象となる当該市町村の区域内の毎月の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数。

福島県地域振興課資料より

もこの交付金制度は、企業立地の誘導手段としての役割と、電源立地の促進手段すなわちPA手段としての役割を同時に担うという位置づけで創設された。電力需要家（企業）向けにはいわば半従量制（実際の使用電力量ではないが各事業者の契約電力をベースとする）、電灯需要家（家庭）向けには定額制と使い分けることで、2つの役割を同時に達成しようという知恵であると考えられ

る。

福島県における原子力立地給付金の交付実績(1981~89年度累計)を市町村別に掲げる(第5表)。見られるとおり全体の実に72パーセントほどはいわき市に落ちている。いわき市は「所在」市ではなく「隣接」市だが、福島県内随一の人口

第5表 原子力立地給付金交付実績(1981~89累計)
(千円)(%)

大熊町	499,880	4.4
双葉町	389,419	3.4
浪江町	483,880	4.3
富岡町	744,023	6.6
都路村	56,575	0.5
川内村	98,877	0.9
小高町	260,028	2.3
葛尾村	30,580	0.3
楢葉町	516,117	4.5
広野町	118,716	1.0
いわき市	8,149,714	71.8
計	11,347,808	100

福島県地域振興課資料より作成

を有する広域自治体でかつ新産業都市の指定を受けている。人口と事業所規模において群を抜くいわき市に原子力立地給付金の7割以上が流れてしまうという事態は、電源地域振興の観点からもPAの観点からも好ましいものではなからう。「隣接」といってもいわき市は楢葉町と山間部でわずかに境を接しているにすぎず、市内の最も遠い地点は第二原発から60キロメートル近い距離がある。

(3) 電力移出県等交付金

電源地域の「住民が通常通勤することができる地域〔事業地域という〕への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置」にあてるため、県に交付される補助金である。「企業導入・産業近代化事業」と「企業立地資金貸付事業」の2つに充当される。毎年度の国からの交付額はまず企業導入・産業近代化事業分から算定される。すなわち「移出電力量400億キロワット時以上450億キロワット時未満は8億円」といったように、移出電力(県内発生電力量マイナス消費

電力量)の大きさの段階に応じてほしい1億円刻みで決まる。(ただし移出率1.5倍未満の場合は交付額は半減する。)たとえば1989年度交付額の積算根拠になる1987年度の福島県の数字は、発生電力量902億2500万kWh、消費電力量81億2000kWhで移出電力量が821億500万kWh(移出率11.11倍)になっており、1989年度の交付金の額は9億円(450億kWh以上で最高限度額)であった。そしてこれの2分の1、4億5000万円が企業立地資金貸付事業分としてプラスされ、合計13億5000万円が当該年度の総交付額となる。

企業導入・産業近代化事業分の交付金の一部は「現年度交付金事業」として直接支出されるが、大半は県の一般会計から一旦「発電用施設周辺地域振興基金」に積み立てられ、最低2か年を経たのち再び一般会計に繰り入れて県事業等に支出されるしくみになっている。現年度交付分と基金運用分をあわせて1982年度から1989年度まで8年間の事業実績を第6表にまとめてみた。

第6表 企業導入・産業近代化事業実績

(千円)

事業名	項目	1982~89実績
工業団地等整備事業補助金		1,259,822
会津若松工業団地造成事業貸付金		67,552
近海漁業調査指導船建造事業		200,000
計画策定事業(定住圏・先端技術)		27,434
相馬地域開発事業補助金		1,000,000
先端技術産業等工業団地調査事業		4,299
県北工業用水調査事業		5,000
企業誘致広報強化事業		32,786
水産物流通関連施設整備事業補助金		371,328
モデル工業団地造成プラン等作成事業		5,000
只見川電源流域資源活用調査事業		8,400
只見川電源流域振興事業		50,600
ふくしまテクニカルリサーチガーデン整備基本計画策定事業		15,800
ふるさと産業おこしセンター事業		458,270
会津線電化事業		392,000
合	計	3,898,291

福島県地域振興課資料より作成

続いて企業立地資金貸付の方だが、1989年度までの基金造成は合計26億円、ここから県が金融機関に無利子の資金提供を行ない、金融機関は「協

調倍率」3～7倍で足し増し低利融資を「事業地域」の立地企業に対して行なうものである。期限は10年以内、限度額は1企業1億円で、しかも対象企業は「原則として新規雇用人員10名以上かつ新規雇用人員のうち電源地域の住民を2割以上確保する予定のある」中小企業に限られている。新規立地企業を対象にした貸付けは福島県には他になく、また1億円というのは制度金融としては最大の規模である。1991年度途中までの貸付け実績を市町村別に第7表に示そう。

第7表 企業立地資金貸付の実績(1983-1991)

地	域	企業数	貸付額(億円)
いわき	市	33	33.34
広野	町	3	4
楢葉	町	12	11.33
富岡	町	0	0
大熊	町	3	3
双葉	町	1	1
相馬市・新地町		3	3
その他相双地域		0	0
その他県内		103	85.10

福島県工業開発課資料より作成

電源三法がもともと原子力開発の推進を主眼として構想されながら、火力および水力発電をも対象発電用施設に含めることになったため、原子力地域政策として問題の多いものになったとの指摘は前に紹介した。期限つきでないという点で電力移出県等交付金は立地促進対策交付金の欠陥を補うものになっているのは確かだが、その代わり交付対象が地域的に拡散するという性格がそこには伴う。とくに福島県は名だたる電源立地県であり、発電所所在市町村が30、隣接市町村が43、そして通勤圏市町村(事業地域)は17で合計90市町村、すなわち県内すべての市町村が対象地域になっている。移出総量の大半を占めるほどの電力を原発が作り出し、しかも浜通りの発電所で生産される電力のほぼ全部が県外に移出されているにもかかわらず、移出量をベースに交付されるこの補助金が浜通りに重点配分されることはない。企業立地資金の貸付けも、工業団地への工場新設の場合

に限られており、工業団地の造成が行なわれなければ適用はない。第7表で見るとおり浜通りではいわき市に利用企業は集中し、富岡以北の原発所在町での活用はほんの数えるほどしかない。(ただし双葉町では双葉工業団地の第1期工事が完了、第2期工事が進行中で立地企業も数社内定しており当該貸付け制度の利用は今後ふえる見込みである。)もちろん工業団地を造成したからといってただちに工場立地があるとは限らない。浜通り地域ではとりわけ労働力確保が隘路となって企業立地の進展しにくい状況がある。

(4) 核燃料税交付金等

福島県の県税収入の約3割が法人事業税であり、そのうち約4分の1を電気供給業(東京電力・東北電力・電源開発・常磐火力)が占めている。そして電力会社の事業税の分割においては固定資産の大きさが強く影響するから、原子力発電所の立地・増設は県にとっても大きな関心事である。しかしそれはさておき核燃料税をここでは問題にしよう。核燃料税は県の法定外普通税で、福島県では1977年度から5年期限で更新を重ねている。課税標準は原子炉に挿入された核燃料の価額、税率は100分の7である。県税収入に占める比率は小さいが徴税コストがゼロに近いのがこの税金の利点である。

核燃料税は、原子力発電所の運転に伴って地方公共団体に特殊な行政需要が発生すると根拠で創設された。県当局は膨大な資料を揃えて必要事業を列挙しているが、主な項目は原子力関係啓発・啓蒙対策費、周辺放射能監視防災対策費、温排水影響調査費、警察費(核輸送や災害訓練等)、民生安定対策費、産業振興対策費、健康管理対策費(環境医学研究所・大野病院)といったものである。もっともこれは課税の根拠を示すだけのものであって税率はこれとはほとんど無関係に決められるし、また普通税であるので使途がこれに制約されるものでもない。しかし法定外普通税は、普通税とはいっても特殊な行政需要を想定しているわけだから、いわば半目的税の性格をもつと言っているわけである。現に関連市町村は「5か年公

共施設事業計画」を策定して事業をすすめ、核燃料税の更新に際しては事業の進捗状況が報告されるのである。

さて福島県にはこの核燃料税を財源にして「福島県原子力発電所立地地域振興基金」と「福島県核燃料税交付金・補助金」の制度が設けられている。核燃料税を原資にした基金は当初「福島県市町村振興基金（電源開発地域整備事業枠）」として運用されてきたが、原資増に伴ってこの部分だけが肥大化する状況を迎えて1988年度に前掲名称で独立させたものである。1991年度（当初予算）現在で基金総額は46億円余、貸付け現在額は約9億円、貸付け累計額は83億円余になっている。貸付け対象になる町村等は原発所在4町のほか隣接の都路村、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、それに小高町と双葉地方広域市町村圏組合である。この資金の貸付け対象となるのは施設建設で、交通通信・教育文化・厚生福祉・産業振興等の施設整備に充てられ、電源三法交付金事業と分野が重複する。「貸付規則」では貸付け対象として三法交付金事業を除外してはいないものの、実際にはそれ以外の事業に充てられているようである。また、貸付けは「特別資金」と「普通資金」とに区別されていて、前者は町村の5か年計画中で該当する事業が対象になり、無利子である。この基金の町村別利用状況を第8表に示そう。

第8表 地域振興基金・核燃料交付金実績
(1988~90) (千円)

	原発立地地域振興 基金貸付累計額	核燃料税交付金 ・補助金交付額
楢葉町	393,700	476,911
富岡町	385,500	501,495
大熊町	40,000	548,519
双葉町	200,600	446,021
広野町	275,300	120,645
川内村	164,900	118,472
浪江町	445,900	153,005
葛尾村	37,000	110,896
小高町	318,500	131,279
都路村	189,800	116,255
広域圏組合	—	150,000
合計	2,784,200	2,873,498

福島県地方課資料より作成

「核燃料税交付金・補助金」もかつては「特定市町村広域施設整備事業補助金」(1979~1982)および「特定町村振興補助金」(1983~1987)であったものを改編したもので、町村等の5か年計画事業に掲げられた建設事業に交付される。その場合「電源三法交付金を充当する事業は対象としない」(交付事務取扱要領)とされている点が重要である。庁舎などの公用施設の建設事業も対象外になっている。原発立地町には「交付金」として、その他団体には「補助金」として交付されるが、実質的な差はないと考えてよい。これまでの交付実績を町村別にあらわしたのが前掲第8表である。

核燃料税は1976年度に福井県で創設された。原発県が電源三法の適用を十分受けられないという事情、および原発関連財源が市町村に偏って配分されすぎるといった問題が、その背景にあったと言われている。福島県におけるその活用の状況を上に見たわけだが、その特徴は、補助裏使用制限や時限性など電源三法交付金に付された種々の制約から自由な資金を、県レベルで手当てしようとする趣旨が窺われることである。5か年計画で三法交付金の対象の外に置かれる事業に対し、交付金・補助金の交付とあわせて優先的に無利子の貸付けを行なう仕組みにそれは端的に表われている。もっとも、この資金も公共施設の建設事業に充てられる点は三法交付金と同列である。交付金・補助金の累計は約55億円で、電源立地促進対策交付金約470億円の1割余の規模になっている。

III 原子力立地と自治体財政

(1) 歳入・歳出構造の変貌——双葉町の場合

「原子力施設と地域」を問題にする際には、雇用・就業構造や労働力の動態、各産業の動向、所得の動きなどを全体的に把握する作業が要請される。しかしそうした分析がすでにいくつかの地域を対象にして大がかりに、かつ綿密に行なわれてきていることは第1章で触れたとおりで、今の時点で屋上に屋を架す必要は感じられない。地方財政について見る場合も、経費の各項目にわたって

行政施策のこまかい評価に立ち入ることが本来望ましいが、ここでは電源立地促進財政の地域的展開を跡づけることに主眼を置いているので、経費分析の立ち至らないところはとりあえず容赦していただくしかない。

まず、これまで見てきた補助金類を双葉町についてまとめてみよう。電源立地促進対策交付金が実績で33億2260万円、周辺地域交付金（原子力立地給付金）は3億8942万円、核燃料税交付金等が6億3986万円で合計約43億5000万円である。三法交付金の支給が開始された1974年度から1989年度までの16年間の平均を割り出せば年平均2億7200万円ほどになる。このうち原子力立地給付金は地方公共団体に交付されるものではないのでマイナスして計算すると、年々およそ2億5000万円を16年間にわたって双葉町財政は補助されてきた勘定になる。1989年度における双葉町類似団体（Ⅲ-3）の歳出規模は33億円余、うち普通建設事業費は10億円ばかりだから、ならしてみればさほど巨額の補助金でもないかもしれない。とはいえ出力の大きい原発を町内に将来2基増設するとなると、過去を大幅に上回る国・県補助金が新たに支給されることになる。

しかしながら、原子力発電所が町財政に及ぼす収入効果のなかで、国・県補助金のもつウェイトは実は一般に考えられているほど大きくはない。そのことは第3図の上段に示した収入構成をみれば一目瞭然である。三法交付金のスタートした1974年度から普通交付税が打ち切られる直前の1978年度までについていえば三法交付金は交付税収入を若干上回るほどの大きさを有するが、不交付団体になったあとはその失われた交付税をちょうど埋め合わせるような恰好になり、それもやがて固定資産税の著しい増大と相殺されるようにして縮小していく。もともと固定資産税の前倒しを趣旨とした三法交付金としてはこれが正常な推移なのである。

財政収入の圧倒的部分を占めることになる固定資産税は、その大部分が大規模償却資産税である。1市町村に異常に大きい償却資産が存在する場合、税源の偏在を是正する趣旨から、一定額を超える

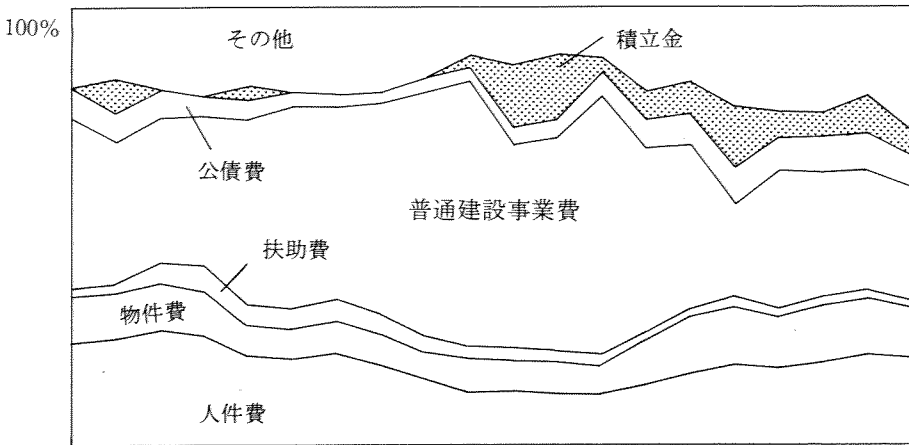
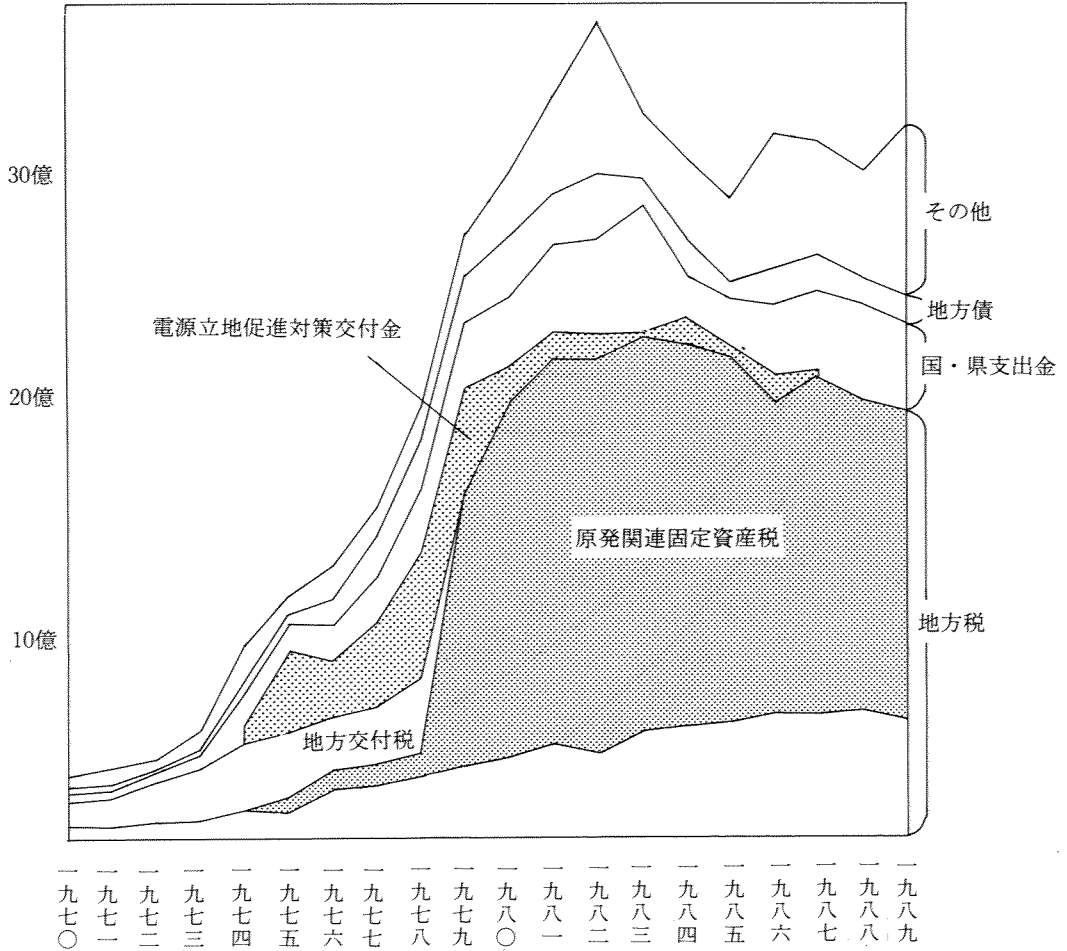
固定資産税を都道府県の収入とする制度になっている。発電所等の新設の場合には「新設大規模償却資産税」として市町村の税収制限を一定年限緩和する措置がとられる。福島県原発について、この大規模償却資産税が県と各町にどのように帰属したかを詳細に知ることはできないが、年度によっては県収入の方が町収入を上回るケースも起こっていることは確かだ。もっともそれはむしろ例外で、通常の年度において県の取り分は相対的に少ない。減価償却に伴ってそれは次第に減少し、双葉町では1987年度から、大熊町では1990年度から県分の固定資産税はゼロになったし、富岡町でも1992年度からゼロになる。

原子力発電所の固定資産税がどのようなカーブを描いて収縮するかについては前出の政策科学研究所レポートにモデル計算結果が掲げられている（第4図）。固定資産税全体では10年で40パーセント強に、15年で30パーセント弱に、20年では24パーセント弱に減る。償却資産税の部分のみをみると5年で60パーセント弱になり、10年で3分の1に、15年で19パーセント弱、20年たつと11パーセントそこそこになる。現実には部品の交換や部分的な設備の更新で若干のブレーキはかかるだろうが、急速な収縮の趨勢は如何ともしがたい。

固定資産税の漸減で双葉町は1990年度に普通交付税交付団体に立ち戻ったわけだが、福島県内90市町村中で不交付団体は浜通りの発電所所在町のみに限られており、もともと異例中の異例である。県内町村の平均財政力指数は1989年度で0.36であった。財政力指数が1を割り込んだからといって財政逼迫を云々するのは相当現実ばなれした話である。一般財源比率や自主財源比率もいずれ低下に向かうことになるとはいえ、発電所固定資産税の土地・家屋分と法人住民税の収入だけでも決して小さくはない。収入の面だけをみれば財政は一時的な異常構造から尋常な構造に「軟着陸」するものと考えていいだろう。

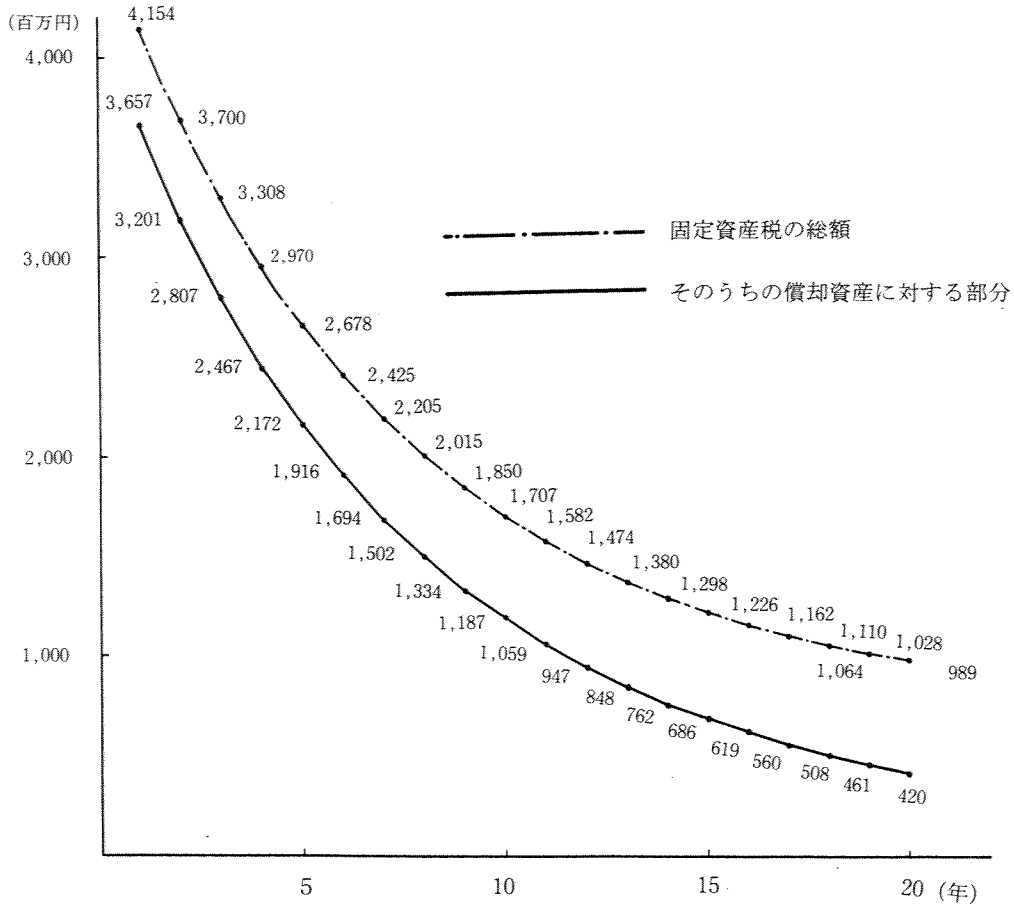
さて、前章で個別にとり上げたさまざまな補助金や貸付金が双葉町で具体的にどのように運営されたか、検証してみよう。まず最初は電源立地促進対策交付金である。前に見たとおり双葉町では

第3図 双葉町歳入・歳出（性質別）構成の推移



福島県市町村財政年報および双葉町総務課資料より作成

第4図 原子力発電所固定資産税収入モデル
(総工費3,272億円の原発1基)



政策科学研究所『地域別エネルギーコストの地域開発効果に関する調査』1981

この交付金の50.8パーセントは道路整備に向けられた。農林水産施設の中にも農道があるが1件(2100万円)のみで、あとはほとんど灌漑・排水施設である。いわゆるハコモノでこの交付金により新たに建設されたのは図書館(事業費3億2760万円, 1983年度)、コミュニティセンター(事業

費2574万円, 同)および海の家(事業費9441万円, 1986年度)の3つにすぎない。そのうち通年で人件費や水光熱費の負担が問題になるのは図書館だけだといっても差支えなからう。第9表に1990年度における諸施設の管理費関係の数字を示した。三法交付金がスタートする前年の1973年度とこれ

を比べると施設数の増加や物価上昇等で管理費は7倍になっているが、一般財源持ち出し増分における図書館費の寄与度は8.8パーセントにとどまっている。ちなみに、双葉町は1982年度に役場庁舎を新築しており、第3図における1980-81年度の積立金増加、82年度の「その他収入」=積立金取崩し、同年普通建設事業費の増大は庁舎建設に係るものである。この庁舎の管理費は一般財源充当額でみれば20パーセントになる。いずれにせよ双葉町の場合、原発由来の財政収入で建設した公共施設の維持管理費は、今後の町財政を著しく圧迫するほどのものとは思われない。これは、双葉町に落ちた電源立地促進対策交付金が比較的少なかったこと、しかもその大半が道路整備にまず充当されねばならなかったことの結果である。

第9表 双葉町の施設管理費 (1990) (千円)

施設	年間所要経費	一般財源充当額
公園	4,826	2,539
公営住宅	4,776	0
児童公園	985	985
老人福祉センター	1,959	1,945
幼稚園	51,631	40,971
小・中学校	23,705	23,705
本庁舎	39,790	39,790
児童館	12,221	12,209
公民館	34,316	33,478
図書館	16,223	16,223
体育館	3,713	2,588

双葉町総務課資料より

つぎに、核燃料税を財源とする交付金と振興基金利用額とを見よう。核燃料税交付金の交付対象となった双葉町の「5か年公共施設整備事業計画」中に掲げられた、道路以外の主要な事業と交付金充当額を列挙すれば、海浜公園整備(207,579千円)、歴史民俗資料館整備(170,000千円)、排水路整備(16,000千円)、総合公園整備(80,000千円)、多目的集会施設(10,000千円)、防災行政無線・消防施設(3,000千円)で合計4億8658万円、これで交付金総額の64パーセントを占める。これらにしても道路にしても制度上三法交付金の充当できない事業ではない。三法交付金

事業の単なる量的拡大というところがその実態である。海浜公園は、三法交付金で建設した海の家を核にしている。また歴史民俗資料館は目下の大型公共施設建設(総事業費当初7億7847万円)であり、1987年度に三法交付金が打ち切りとなったあとを引き継ぐ恰好で1988年度に発足した核燃料税交付金が、これに充てられているわけである。

原子力発電所立地地域振興基金の使途別利用額内訳を第10表に掲げる。海浜公園・総合公園整備が第1、第2が町道である。義務教育施設の整備が入っていること、および工業団地造成工事付帯事業(「その他」項目のうち1800万円)の含まれていることを除けば、核燃料税交付金と性格に大差はない。

第10表 双葉町の原子力発電所立地地域振興基金借入状況 (千円)

対象事業	1988	1989	1990	1991	計
町道	38,000	46,600	17,000		101,600
林道・農道・水路	13,600	17,700		4,700	36,000
小・中学校		18,800		26,700	45,500
公園	14,000	21,000	92,000	61,100	188,100
公民館・体育館等	17,400			11,500	28,900
歴史民俗資料館		9,800			9,800
その他				23,700	23,700
合計	83,000	113,900	109,000	127,700	433,600

(1991年度は予定額)
双葉町総務課資料より

さて最後に、電源立地財政収入が入りはじめる直前と、電源立地促進対策交付金が打ち切られたあとの最近とで、双葉町の歳出構造がどう変わったかを目的別経費内訳を見ることで検討してみよう。第11表で1973年度と1989年度とを比べると、歳出総額が6.6倍になっているなかで目立った増大を示しているのが商工費と農林水産業費および公債費である。第3図にみられたように建設事業は1989年頃にはすでに一段落しており、土木費の経費中に占める割合も落ち着いている。定額支出の性格の強い教育費と民生費の割合はこの間かなり下がった。労働費はほとんど無視できるほどになっている。

第11表 双葉町歳出状況の変化

	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	労 働 費	農林水産業費
1973年度 (構成比)	13,685 (2.9)	69,457 (14.6)	47,585 (10.0)	30,203 (6.3)	11,637 (2.4)	32,922 (6.9)
1989年度 (構成比)	66,579 (2.1)	583,330 (18.7)	194,738 (6.2)	182,085 (5.8)	530 (0.0)	341,621 (10.9)
増 加 倍 率	4.87	8.40	4.09	6.03	0.05	10.38

商 工 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	公 債 費	歳 出 合 計
3,941 (0.8)	101,320 (21.3)	20,898 (4.4)	121,752 (25.6)	378 (0.1)	22,672 (4.8)	476,480 (100)
130,587 (4.2)	846,360 (27.1)	94,441 (3.0)	417,602 (13.4)	43,042 (1.4)	226,435 (7.2)	3,127,350 (100)
33.14	8.35	4.52	3.43	113.87	9.99	6.56

福島県市町村財政年報より

前出『地域と原子力』中に「地域の創意による振興事例」という一節がある。「ごく限られた範囲、特定の分野ではあるが、地域自体の創意工夫によって、地域振興への努力も試みられている」(pp. 241-2)一例として、双葉町の「多角的な振興策で強固な農業基盤を築く」農業行政が挙げられている。そこで紹介されているのは「農業機械銀行」「家畜導入基金制度」「ハウス栽培の振興」および「ミニライスセンター」である。1991年度予算の農業費でこれらを見れば、農業振興費の「農業機械更新補助金」270万円、「花き土壌消毒機購入補助金」288万円、地域農業整備促進活動事業費の「家畜導入事業資金供給事業補助金」132万円といったものに一般財源が用いられている。

商工費関連で通産省の「電源地域産業育成支援事業」がある。双葉町では1985年度から3か年間これが実施されたが、中心になったのは商店街振興策である。「産業育成ビジョン作成及び地域開発専門家招聘事業」としてたとえば1987年度約627万円が注入され、専門家を招いて地元の「近代化研究会」の検討をすすめると同時に都市計画コンサルタントに商店活性化ビジョンの作成が委託された。消費者と経営者の意識調査も実施されている。この事業は双葉町中心市街地のまちづくりに少なからぬ刺激を与えたといわれており、これが契機になって事業者の2つの地域組織(それ

ぞれ50店舗加盟)の発足をみた。

原発による多額の財政収入が保証される中で町の自助努力がなおざりにされ、そのことが議会の増設要請決議という形で端的に露呈したのではないかと、という評価はあらわれて当然だが、果たしてそれが当たっているかどうかは簡単に断定できることではない。ただ容易に想像できるのは、上述の商業振興を例にとってみても、新たな振興ビジョンが作成されこれから具体化されようとする過程で、かなり大規模なハード事業がそこに織り込まれがちであろうということである。原発立地によって浜通り地域の消費者の購買圏は広域化しており、商業における地域間競争は激化している。他方で、公共施設の建設についてはきわめて余裕のある台所事情を町は一度経験しているのである。

(2) むすび——電源地域政策の基本問題

地域開発論の古典的テーゼを手がかりにして考えてみよう。

「先進地域からの工業の分散は、後進地域におけるおくれた工業(地域産業、民族産業)を駆逐し、後進地域の自立的発展の芽をつみとると同時に、この地域を一そう大きな経済変動の中にまきこむ。さらに工業は分散しても、財政・金融は集中する。むしろ後進地域への新しい工業の進出によって、その地域が停滞より動態に転ずるならば、地域的に集中した財政・金融にとっても、新しい

投資の場所がきりひらかれたことになるのである。しかし先進地域の投資戦略の対象となった後進地域は、たとえ新たな工業を地域内にもつようになって、かえってそのために自立的発展の道をとぎされることになるであろう。そして、経済変動の中で発生する失業多発地帯や、衰退産業地帯は、ようやく財政支出によってカバーされることになるだろう。」(島恭彦「地域開発の現代的意義」1963。著作集第4巻、有斐閣1983)

エネルギー産業施設である原子力発電所の立地が、農村地域に大きな社会的・経済的衝撃を与えることは事実である。が、それが「この地域を一そう大きな経済変動の中にまきこむ」ことになるや否やは微妙だ。エネルギー供給部門を担い地域独占を保証された電力会社の経営は、国家的に支えられている。また投下資本額の膨大さに比し雇用吸収力の著しく小さいことが問題にされるほど技術的に省力化するすんだ原発では、合理化投資による大量減首が地域問題に発展するといった可能性も考えにくい。むしろ地域との産業連関の乏しさ＝立地の孤立性が問題になるのであり、立地の際に一時的インパクトを与えた後は、電力企業は地域にとって巨大ではあるが静かな存在に立ち返るのである。「先進地域の投資戦略」といっても、天然資源や労働力資源の確保がここでの投資戦略の動機になっているのではない。そこで確保されているのは原子力立地を可能にする自然環境と社会環境にはかならない。それは良きにつけ悪しきにつけ、もはや「開発」の名を冠するにふさわしい内容をほとんど持たないと考えるべきだろう。「失業多発地帯や、衰退産業地帯は、ようやく財政支出によってカバーされることになるだろう」と島氏の述べている事態が、原子力立地の場合にあっては完全に転倒した形であられるのもそのためである。電源立地促進財政は企業立地の結果もたらされる地域問題に対処するための地域政策手段ではなく、企業立地そのものを可能にするための手段であって、その限りでは、石油化学コンビナート誘致のため海岸地域を埋め立てて破格のコストで提供したかつての高度成長型地域開発のケースと似ている。ただ、そうした財政措置

を講じるのが地方公共団体ではなく国家である点、およびそこで購われるのが工場用地ではなく「環境」である点に大きな差異がある。電源三法を柱とする原子力立地促進財政は、「開発」の実質を持たないこのような企業立地に少なくとも「開発」の契機としての機能と位置づけを与えようとするものである。それが目論見どおりに効を奏するかどうかを見極めるのがここでの課題であった。

有数の電源県である福島県内には電源立地関連の巨額の財政収入が流れ込んでくる。その最大部分が電源立地促進対策交付金で、これは浜通り電源地帯に集中的に投下されるが、「開発」の導因たる機能をこれに発揮させる上で、1つの困難な状況がそこにはある。それは、この地域の共同社会的条件がかなり低位の水準にあり、典型的には社会基盤投資があらかた道路整備に費消されてしまうという事情である。農業関連の基盤整備は、確かに地場の産業との社会的・経済的摩擦を緩和する役割は担うことができるにしても、新たな産業基盤を形成するというより農村の共同社会的条件を世間並みの水準に引き上げることで精一杯というのが現実ではあるまいか。

ところで、電源立地促進対策交付金の使途が限定されていることが、この制度の効力を殺いでいるとの指摘がしばしばなされる。しかしながら実際のところ、仮に使途の制約を完全に解除してみたとしても、いったい事態がどれだけ変化するかはいささか疑問であると思われる。双葉町の場合に、核燃料税交付金が三法交付金を「質的に補完」するものではなく単に「量的に補完」するものにとどまっているのがその例証である。

原子力発電施設等周辺地域交付金は電気料金サイドから「開発」効果を狙ったものであった。ただこれは現行法上の制約から不完全なものにならざるを得ず、また電源三法との整合性(隣接市町村への配分)を図った結果として地域的格差縮小に逆行するような事態を招いた。電力移出県等交付金を活用した企業誘致促進策においても見られたように、対象地域が一定程度広域化すると、既存集積の大きい地域が比較的多くの利益を取得し、圏域内地域格差がむしろ拡大することがあるわけ

だ。双葉町は原発所在町の最北端で首都圏やいわき市から最も距離がある。他の原発所在町で都市基盤の整備が進展すれば、双葉町の「地の利」は相対的に一層悪化する恐れもある。「広域化」を手法とした新たな振興方策の展開が模索されているが、そこでは調整困難なさまざまな地域利害が錯綜するに相違ないのである。

双葉町は交付金の交付額が比較的少なかったために、現在、都市基盤の整備において他の立地町の後塵を拝する地位にある。しかしそのことが、過大な公共施設の建設による財政負担に直面するという「ポスト原発」問題から、双葉町を相対的に自由な位置に置いていることも事実である。道路整備に交付金の過半を注ぎ込まざるを得ないような「社会資本」不足の状況が、結果的にポスト段階の財政問題を軽微にしたといってもいい。この地点からならば、原発に過度に依存しない行財政運営に転ずることはそう困難ではないのではないか。「増設」が双葉町にとって不可避の選択肢であるとは、少なくとも財政面から見る限り考えにくい。

しかしながら、増設論が現段階で現実性に乏しいとしても、将来、それが切実な響きをもって論じられる時期の訪れることはまず確実である。それは福島第一原発の各炉が耐久期限をすぎて廃炉の段階を迎えたときである。原発の雇用効果が小さいことはしばしば論じられている。確かに投下される資本の巨額なことと比べ、また建設期間中のブームの時期に比べれば、運転開始後の常用労働者雇用ははなはだ少ない。けれども、もともと人口が稀薄で他にめぼしい事業所のない双葉郡にあって、原発の雇用は決して軽視できない大きさをもっている。第12表は双葉町在住者で発電所に雇用されている人員の数を示したものである。1985年国勢調査での双葉町の就業人口総数は2,729人であったから、およそ31パーセントすなわち3人にひとり近くは発電所によって生計を営んでいる計算である。

問題は、農村過疎地域にとって相対的には相当多数の労働力を吸収する発電所が、それ自体産業連関的波及効果をもっていないために地域産業の

多様化に結びつかず、そこに一種の「モノカルチャー的地域産業構造」が形成されてしまうことである。いわゆる企業城下町現象である。廃炉後に増設を行なわなければ、大型工場閉鎖や鉱山の閉山に見舞われた企業城下町と同様の深刻な地域問題がかなりの確率で発生する可能性がある。その意味で、増設問題は、こと財政問題にとどまらない構造的な性格をもっていると言ふべきである。もともと、普通一般の企業城下町では、特定地域に大規模事業所が下請け企業群の広い裾野を形成して、「城主」の合理化ないし撤退が広範な波及的影響を地域に生ぜしめるというのが問題の構造である。これに対し発電所はそのような産業・企業連関を地域にもたないという違いがあり、この差はたぶん重要な意味をもつ。ともかく、原子力地帯の地域政策がそうした段階の到来を十分に想定したものでなければならぬことは明らかであろうと思う。

第12表 発電所被雇用者数（双葉町）

1991.7.1現在			
東京電力	第1原発	249	} 270
	第2原発	19	
	広野火力	2	
関連企業	第1原発	161	} 203
	第2原発	36	
	広野火力	6	
協力企業	第1原発	251	} 375
	第2原発	111	
	広野火力	13	
合計	第1原発	661	} 848
	第2原発	166	
	広野火力	21	

東京電力資料より

（注）関連企業とは東京電力と資本提携のある関連会社（子会社）で、協力企業とはその他の関連会社を指す。

さて、『双葉原子力地区の開発ビジョン』という調査報告書がある。調査は福島県企画開発部の委託で行なわれたもので、報告をまとめた「双葉原子力地区調査委員会」のスタッフには東京電力・東北電力・建設省・通産省・農林省のメンバ

一も加わっている。報告書は1968年3月に出されているが、福島県浜通り原子力地区の地域振興を論じた最初の文書として貴重なものだ。そしてそこでの結論は端的に次のように記されている。

「双葉地区は数10年先はともかく、その工業立地条件からみて原子力発電所以外の大工場の立地という面からみて、多くをのぞみ得ない地域でもあるので、むしろ原子力発電地帯に徹底し、県としては只見水系の揚水型発電の再開発などを含め、電力供給県としての地歩を確立するようつとめてはどうか。そして原子力地域としての開発をこの双葉地域の開発理念とすることも考えられる。」(p. 4)

双葉町をとりまく現在の経済情勢は、1968年すなわち24年前とむろん同じではない。しかし双葉地区がそもそも原発以外の大工場立地を望み得ない地域であるかどうかは議論の余地があるにしても、むしろ現にいま原発が存在することによって、原発以外の大工場立地が望みにくくなっていることがもし事実だとすれば、結局事態は同じことに帰着する。いずれにせよ、問題をこのように考えてくると、双葉地域の住民や自治体当局者が、原発誘致にあたって恐らくは将来に展望していたであろうこの地域の自律的發展への軌道を敷くことが、いかに障害の多い課題であるかをあらためて認識せざるを得ない。そして、こうした課題の下で電源立地促進財政制度に期待されている役割と、これまで見てきたようなこの財政制度の実態との間に、相当の距離のあることも覆いがたい事実であろう。それは結局、電源地域政策がパブリック・アクセプタンスすなわち立地促進のための一手段としての位置づけしか与えられて来なかったからであり、長期的な展望をともなった地域政策

としての実質をもっていないからである。

原子力立地をめぐるこの基本的な地域問題への解答が明確に示されない限り、原子力立地のパブリック・アクセプタンスそれ自体も、ますます困難の度を加えていくに相違ない。

(1992. 2. 18脱稿)

注

- 1) 通産省の1992年度予算案には、電源開発促進対策特別会計の中の電源立地特別交付金の倍増、「電源立地地域温排水等対策費補助金」および「電源立地地域温排水等広域対策費交付金」(各60億円)の新設が盛り込まれた。地場水産業対策である。「地域活性化イベント事業」への補助も計画されている。また、新設立地県に着工後5年間毎年10億円を交付する制度、あるいは工業団地造成事業への利子補給金制度も予定されていると報じられている。これに対して早速、既設地域の自治体から「増設・既設分にも恩恵が及ぶように」との声が上がった。(1991.12.8各紙)
- 2) 拙稿「電源立地促進財政制度の成立」『商学論集』59-4, 1991.3
- 3) 国土庁の委託による調査報告である。「エネルギー供給地域における定住構想の実現を図るための施策のあり方に関する検討、及びその施策の一つとしての地域別エネルギーコストの設定に関する検討」を目的とする。地域別エネルギーコストとは、要するに地域別電気料金制度のことである。なお、調査スタッフの中には東北電力社員1名と国土庁職員3名が加わっている。
- 4) 前掲拙稿第II章参照。
- 5) 漁業を主たる地場産業とする美浜地区の場合には、漁業協同組合がかつての漁業権管理組合的組織から養殖漁業の事業主体へと様変わりする等の、福島地区とは異なった社会変化が報告されている。

参考文献

「原子力と地域」に関して多少とも実証的なもので、私の手元にある文献を掲げる。ルポルタージュの類は除いた。

[1] (財) 国土計画協会『双葉原子力地区の開発ビジョン』1968.3

[2] 日本原子力産業会議『原子力施設と地域社会—統計的調査—』1968.8

- [3] 日本科学者会議京都支部『原子力発電と住民—若狭湾大飯発電所建設計画をめぐって—』1972.4
- [4] 岩内郡漁業協同組合『漁民の目でみた原発—原子力発電所見学調査報告書—』1973.7
- [5] 浜田洋「地域開発と岩内原発」北海道経済研究所『北海道の地域開発』1973.7
- [6] 深井ゼミナール「原子力発電と地域開発—北海道岩宇・若狭湾実態調査報告—」『立命館産業社会学会学生論集』第6号1974
- [7] (財)政策科学研究所『地域社会振興整備に関する調査—福島県浜通り地域の振興事業計画の検討—』1976.3
- [8] 町田俊彦「電源三法と町財政—大熊町の場合—」日本科学者会議『危機における原子力発電と地域開発』1976.12
- [9] 下平尾勲「原発建設と労働力移動—とくに原発完成と雇用問題に関連して—」日本科学者会議『危機における原子力発電と地域開発』1976.12
- [10] 工藤勲「原子力発電と地場産業—北海道岩宇地域を中心に—」日本科学者会議『危機における原子力発電と地域開発』1976.12
- [11] 安食幸雄「原発と地方財政問題」日本科学者会議『新しい危機における原発』1978.3
- [12] 町田俊彦「原子力発電所立地と地方財政」安齋育郎編『図説原子力読本』合同出版1979.2
- [14] 共和・泊原発農業影響調査団『地域経済と農業に与える原子力発電所建設の影響に関する実態調査報告』前田農業協同組合1979.3
- [15] 日本原子力産業会議『地域行政問題等研究会報告書』1980.5
- [16] 北海道農務部農政課『原子力発電所の立地に伴う農業影響等調査報告書』1980.10
- [17] 小田清「原発立地と地方財政への影響について (I・II・III)」『開発論集』1981.3, 1982.3, 1983.3
- [18] (財)政策科学研究所『地域別エネルギーコストの地域開発効果に関する調査』1981.3
- [19] 国土庁計画・調整局『エネルギーと地域政策』ぎょうせい1981.5
- [20] 渡辺精一「原子力発電所と自治体財政」『都市問題』1981.10
- [21] (財)九州経済調査協会『電源立地と地域経済—佐賀県玄海町における影響と効果—』1982.8
- [22] 日本科学者会議京都支部原子力問題委員会「若狭原発群10年の決算」『京都民報』1982.12.5～1983.5.22
- [23] 五味大典「システム・ダイナミックスモデルによる原子力発電所立地の経済効果分析」日本立地センター『研究年報』No.10, 1983
- [24] 日本原子力産業会議『地域社会と原子力発電所』1984.2
- [25] 三菱総合研究所『電源地域定住圏整備計画策定調査報告書』1984.3
- [26] 杉本栄次「原子力発電所設置の財政効果—敦賀市の場合—」日本科学者会議『原子力発電といのち・くらし』1984.3
- [27] 藤岡純一・中谷武雄・井本正人「窪川町産業の発展と財政」日本科学者会議『原子力発電といのち・くらし』1984.3
- [28] 新藤宗幸「電源立地と電源3法交付金」日本エネルギー法研究所『電源立地をめぐる法的諸問題』1984.5
- [29] 大村謙二郎「電源立地と地域整備」日本エネルギー法研究所『電源立地をめぐる法的諸問題』1984.5
- [30] 岡田知弘「原子力発電の経済的諸問題」『公害研究』1984.7
- [31] 安楽守哉「漁業権と女川原発のかかわり」日本科学者会議『地域社会と原子力発電』1984

- [32] 宮城シンポジウム実行委員会ワーキング・グループ「女川原発と地域経済」日本科学者会議『地域社会と原子力発電』1984
- [33] 清水修二「地域社会の変貌とポスト原発問題」日本科学者会議『地域社会と原子力発電』1984
- [34] 日本原子力産業会議『原子燃料サイクル施設立地社会環境調査報告書』1984
- [35] 守友裕一「ポスト原発下の地域振興の模索—福島県田村郡都路村農業調査報告—」『東北経済』1985.3
- [36] 笹生仁編『地域と原子力』実業公報社1985.3
- [37] 三重県『原子力発電所先行地事例調査報告書』1985.6
- [38] 山川充夫「福島県浜通りの地域開発と沿岸漁業」北日本漁業経済学会『北日本漁業』No.15, 1985.9
- [39] 福島県教連教育研究所「原発による地域開発と教育」『教育研究所研究報告書』No.88, 1985.10
- [40] 資源エネルギー庁公益事業部『電源三法ハンドブック』日本立地センター1985.11
- [41] 八木正「原子力発電所立地と地域開発」法律文化社『21世紀への原子力』1986.2
- [42] (財)日本立地センター『海外原子力立地調査報告書』1986.3
- [43] (財)日本立地センター『東北電源地域工業振興対策調査報告書』1986.3
- [44] 日本原子力産業会議『高レベル放射性廃棄物最終処分場の立地が地域社会に及ぼす効果に関する調査研究報告書』1986.3
- [45] 山川充夫「電源地帯福島県浜通りの現状—地域経済と開発政策—」日本科学者会議東北地方区『新段階の東北開発と住民』1986.3
- [46] 遠藤宏一「電源三法と地域経済—電源立地の経済効果分析—」日本科学者会議『原子力発電と金権支配』1986.4
- [47] 芝田英昭「原発立地の経済効果—福井県美浜町から—(1・2・3)」『経済評論』1986.9・10・11
- [48] 山川充夫「原子力立地推進と地域政策の展開」『商学論集』1986.10, 1987.2
- [49] 芝田英昭「原子力発電所立地と住民生活—福井・美浜町からの報告—」『経済』1986.10
- [50] 青森県『原子燃料サイクル施設立地社会環境調査報告書(要約)』1986年度
- [51] 神田健策「核燃料サイクル施設とむつ小川原開発」日本科学者会議『核燃料サイクル施設と地域・住民』1986
- [52] 大熊町『大熊町地域資源活性化ビジョン策定事業報告』1987.3
- [53] 山川充夫「原子力発電所の立地と地域経済」『地理』32-5, 1987.5
- [54] 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会『核燃料サイクル施設問題に関する調査研究報告書』1987.9
- [55] 田中信彦「三重県の漁業と原子力発電所」原発シンポジウム三重県実行委員会『地域社会と原発を考える』1987
- [56] 岡田知弘「原発で地域は豊かになるのか」原発シンポジウム三重県実行委員会『地域社会と原発を考える』1987
- [57] 清水修二「原発を誘致する側の論理」『賃金と社会保障』No. 993, 1988.9
- [58] 清水修二「電源三法と原発の社会的コスト」日本科学者会議編『暴走する原子力開発』リベルタ出版1988.12
- [59] 畠山武道「原発は地域を再生させるか—北海道泊原子力発電所—」『公害研究』1989.1
- [60] 芝田英昭「原発は地域に何をもたらしたか(上・下)」『住民と自治』1989.2・3

- [61] 神田健策「地域経済と農業の役割—核燃料サイクル施設問題にもふれて—」日本科学者会議青森支部『青森の科学者』No.7, 1989.8
- [62] 小田清「地域経済と原子力関連施設」日本科学者会議編『原子力と人類』リベルタ出版1990.2
- [63] 小林良彰・石上泰州「ケーススタディー自治体財政の現状と要因分析・原子力発電所誘致」『地方財務』1990.8
- [64] 日本弁護士連合会『高レベル廃棄物問題調査研究報告書』1990.9
- [65] 芝田英昭「原子力発電所立地と自治体」日本科学者会議福井支部編『地域を考える』1990.12
- [66] 山川充夫「地域経済とポスト電源開発—福島県双葉地区の場合—」日本科学者会議編『地球環境問題と原子力』リベルタ出版1991.3
- [67] 清水修二「電源立地促進財政制度の成立」『商学論集』1991.3
- [68] 清水修二「電源開発促進対策特別会計の展開」『商学論集』1991.7